平成２６年（再イ）第３５号
滋賀県栗東市小野245番地７
再生債務者　藤江　豊昭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年４月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月24日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２７年（再イ）第１号
愛媛県今治市唐子台東１丁目９番地１
再生債務者　阪上　太介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年４月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月24日　松山地方裁判所今治支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１１３号
大阪府南河内郡太子町大字山田823番地の24
再生債務者　松本　孝之
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成27年４月23日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１号
仙台市青葉区高松１丁目17番１―601号
再生債務者　桂川　善則
１　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年５月21日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月４日から平成27年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第１号
徳島県徳島市南沖洲２丁目６番38号
再生債務者　林　　勉
１　決定年月日時　平成27年４月24日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年５月22日まで
４　一般異議申述期間　平成27年６月５日から平成27年６月12日まで
徳島地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１０００６号
茨城県水戸市千波町2365番地の29
再生債務者　菊池　明美
１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成27年５月15日まで
平成27年４月24日　水戸地方裁判所

平成２７年（再ロ）第１号
大阪市西区北堀江４丁目14―24　ＱＣ　Ｆ１　ａｔ北堀江912号室、住民票上の住所福岡県久留米市宮ノ陣４丁目22番34号
再生債務者　宮﨑　雅英
１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成27年５月21日まで
平成27年４月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再ロ）第７号
沖縄県那覇市字小禄103番地４
再生債務者　金城　桂子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成27年５月21日まで
平成27年４月23日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（再ロ）第１６号
札幌市清田区北野４条４丁目25番60号
再生債務者　寺沢　崇志
１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月21日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成27年５月22日まで
平成27年４月24日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再ロ）第１号
青森市大字油川字柳川86番地16
再生債務者　原田　隆充
１　意見聴取に付する再生計画案　平成27年４月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成27年５月22日まで
平成27年４月24日
青森地方裁判所民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１００６４号
東京都豊島区池袋４－７－３
再生債務者　土屋　　潔
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年３月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月23日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第４０号
大阪市東成区玉津２丁目16番13―302号
再生債務者　川辺　武志
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第３号
大阪市平野区平野元町２番８号
再生債務者　藤原　直樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成27年４月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月23日
大阪地方裁判所第６民事部

警察共済組合定款の一部変更について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第５条第９項の規定に基づき、警察共済組合定款の一部変更を次のとおり公告する。
平成27年５月８日　警察共済組合
警察共済組合定款の一部を次のように変更する。
平成27年３月31日　警察共済組合理事長　吉村　博人
第21条の表家族療養費附加金の項支給条件の欄第１号中「25,000円」の次に「（地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第23条の３の４第１項第２号又は第３号に掲げる組合員（以下この項及び家族訪問看護療養費附加金の項において「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあっては、50,000円）」を加え、同欄第２号中「かかかわらず、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）」を「かかわらず、施行令」に、「50,000円（当該合算した金額のうち21,000円」を「50,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあっては、100,000円。ただし、当該合算した金額のうち25,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあっては、50,000円）」に改め、「25,000円」の次に「（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあっては、50,000円）」を加え、同項給付額の欄第１号中「25,000円」の次に「（上位所得者の被扶養者に係るものにあっては、50,000円」を加え、同欄第２号中「50,000円（高額療養負担額」を「50,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあっては、100,000円。ただし、高額療養負担額」に改め、「25,000円」の次に「（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあっては、50,000円）」を加え、同表家族訪問看護療養費附加金の項中「25,000円」の次に「（上位所得者の被扶養者に係るものにあっては、50,000円」を加える。
第24条第１項中「給料若しくは俸給又は運営規則で定める仮定給料及び期末手当等又は運営規則で定める仮定期末手当等」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額」に、「、それぞれ次の各表」を「、それぞれ次表」に改め、表２を削り、表１を次のように改める。